

# 大規模小売店舗立地法に関する 必要書類等作成要領

- 1 この要領は、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）、同施行令（以下「令」という。）、同施行規則（以下「規則」という。）、大規模小売店舗を設置すべき事項に関する指針（以下「指針」という。）および福井県大規模小売店舗立地法事務処理要綱に基づき、福井県内において大規模小売店舗の新設をしようとする者が行う届出に関する届出書および添付資料等の作成について定めるものである。
- 2 店舗面積の増加、施設の配置に関する事項および施設の運営方法に関する事項等の変更を行おうとする場合は、添付資料等の作成については、この要領の定めに従いつつ、その内容に合わせて、また現状との比較ができるように作成すること。
- 3 作成する書類の用紙は、日本工業規格A4縦とすること。ただし、添付図面については大きさはこの限りではないが、折り畳んでA4の大きさとすること。

## 福井県

# 目 次

本要領の構成は、次のとおりとなっている。

「Ⅰ 届出書の作成要領」においては、主として法第5条第1項および規則第3条の規定により、（大規模小売店舗の新設の）届出書の作成要領を示している。

「Ⅱ 添付書類の作成要領」においては、主として法第5条第2項、規則第4条および指針の規定により、届出書の添付書類の作成要領を示している。

「Ⅲ その他提出書類の作成要領」においては、主として指針の規定により、上記2種類の書類によって網羅できなかった内容についての提出書類の作成要領を示している。

ページ

I	届出書の作成要領	1
1	氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名	1
2	住所	1
3	連絡先および電話番号、FAX番号	1
4	大規模小売店舗の名称及び所在地	1
5	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所並びに法人に あつては代表者の氏名	1
6	大規模小売店舗の新設をする日	1
7	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1
8	大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	2
	(1) 駐車場の位置及び収容台数	
	(2) 駐輪場の位置及び収容台数	
	(3) 荷さばき施設の位置及び面積	
	(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	
9	大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	3
	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	
	(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯	
	(3) 駐車場の出入口の数および位置	
	(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	
II	添付書類の作成要領	5
1	法人にあってはその登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し	5
2	主として販売する物品の種類	5
3	建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される 部分の配置を示す図面	5
4	必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予 測の結果及びその算出根拠	6
	(1) 駐車必要台数	
	(2) その他考慮する駐車台数	
5	駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測 の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な 事項	8
	(1) 敷地周辺の道路の状況	
	(2) 現状の平日、休日（日曜日）それぞれの交通量調査の結果	
	(3) 開店後の周辺道路の交通量の予測	
	(4) 駐車場および出入口の設置等に関する配慮事項	
	(5) 駐車場の入庫処理能力	
	(6) 駐車待ちスペース	
別表1	交通量調査結果の記入例	10
別表2	現況と開店後における交通量の比較の記入例	11
6	来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法	12

(1) 経路等を来客者に知らせる方法	
(2) 経路の設定に関する配慮事項	
(3) 駐車場への案内経路を示す図面	
7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷	12
さばきを行う時間帯	
(1) 搬出入計画	
(2) 荷さばき施設の規模の算出根拠	
(3) 搬出入車両の経路の設定に関する配慮事項	
(4) 荷さばき施設への経路等を示す図面	
8 遮音壁を設置する場合には、その位置及び高さを示す図面	13
(1) 遮音壁の概要	
(2) 遮音壁の位置および高さを示す図面	
9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、	13
それらの稼働時間帯及び位置を示す図面	
(1) 冷却塔、冷暖房設備の室外機、送風機等の概要	
(2) 冷却塔、冷暖房設備の室外機、送風機等の位置を示す図面	
10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びそ	14
の算出根拠	
(1) 昼間	
(2) 夜間	
11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生すること	16
が見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最	
大値の予測の結果及びその算出根拠	
12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量	17
等の予測の結果及びその算出根拠	
(1) 小売店舗からの廃棄物等の排出量等	
(2) 小売店舗以外の付施設からの廃棄物等の排出量等	
(3) 必要な廃棄物等の保管施設の容量	
III その他提出書類の作成要領	19
1 店舗施設計画の概要	19
(1) 立地場所の概要	
(2) 施設の概要	
2 駐輪場の確保等	20
(1) 駐輪場必要台数	
(2) 駐輪場に関する配慮事項	
3 歩行者の通行の利便の確保等に関する配慮事項	20
4 防災・防犯対策への協力	20
5 騒音対策	20
(1) 一般的対策	
(2) 荷さばき施設および作業に係る騒音対策	
(3) 営業宣伝活動に伴う騒音対策	
(4) 駐車場の騒音対策	
(5) 廃棄物収集作業等に伴う騒音	
6 廃棄物に係る事項等	21
(1) 廃棄物等の運搬・処理計画	
(2) 廃棄物減量化およびリサイクルについての配慮事項	
(3) 生ごみの保管施設における対策	
(4) 食品加工場における対策	
(5) 小売業者における廃棄物等対策	
7 街並みづくり等への配慮等	22
(1) 街並みづくり等への配慮事項	
(2) 屋外照明・広告塔照明の計画と光害対策	
8 社会的責任に関する取組み	22

I 届出書の作成要領《法第5条第1項、令第3条、規則第3条、規則様式第1参照》

1 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名《法第5条第1項第2号》

- ・大規模小売店舗の新設の届出は、当該新設をする者がすること。この場合において、その者が2人以上であるときは、これらの者の全部または一部が共同してすることができる。
- ・共同して届出を行う場合は、届出を行う全ての者について略することなく正確に記載すること。届出者が多数に及ぶ場合には、別紙記載とすることができる。

2 住所《法第5条第1項第2号》

- ・郵便番号を付記すること。

3 連絡先および電話番号、FAX番号

- ・当該届出に関する担当者がある場合は、所属部署名とともに記載すること。

4 大規模小売店舗の名称及び所在地《法第5条第1項第1号》

- ・建物名称は、設置後予定している名称を記載すること。（仮称も可）
- ・所在地は、計画地の土地登記簿上の代表的な地番およびその他の筆数を記載すること。

5 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名《法第5条第1項第2号》

- ・次の形式により記載すること。

氏名	住所	(備考) 当該大規模小売店舗 における店舗の名称

- ・届出の時点で、全ての大型小売業者（店舗面積1,000㎡超の小売業者）が決定していること。
- ・中小小売業者で未定分がある場合は、当該件数を「他未定分 件」として上記形式の欄外に付記し、決定次第すみやかに変更届出（法第6条第1項）を行うこと。
- ・小売業者が多数に及ぶ場合には、別紙記載とすることができる。

6 大規模小売店舗の新設をする日《法第5条第1項第3号》

- ・当該大規模小売店舗の開店予定日を記載すること。

7 大規模小売店舗内の店舗面積の合計《法第5条第1項第4号》

- ・次の形式により記載すること。

㎡			
(備考) 各階ごとの店舗面積等			
階数	店舗面積	延床面積	建築面積
4階	㎡	㎡	
3階	㎡	㎡	
2階	㎡	㎡	
1階	㎡	㎡	
計	㎡	㎡	㎡

8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項《法第5条第1項第5号》

(1) 駐車場の位置及び収容台数《規則第3条第1項第1号》

・次の形式により記載し、図面を添付すること。

① 駐車場の位置

[建物配置図の中に駐車場の位置を示した図面添付(縮尺1/200~1/500)]

② 駐車場の収容台数

位 置	収容台数		備 考		
	一般用	障害者用	面 積	構 造	利用形態
番号 番	台	台	m <sup>2</sup>		
合 計	台	台	m <sup>2</sup>	—	—

△  
別添図面中  
に番号を付  
して明記す  
ること。

△  
屋外駐車場 (自走式・機械式)  
屋上駐車場 (自走式・機械式)  
地下駐車場 (自走式・機械式)  
建物内立体駐車場 (自走式・機械式)  
外部立体駐車場 (自走式・機械式)

△  
専用  
○○と共用  
契約駐車場 等  
※ 契約駐車場の場合は、駐車  
場の名称を付記すること。

(注) 届出書に記載される駐車場の収容台数は、来客用として利用できる台数に限られる。

このため、駐車場が当該大規模小売店舗の来客用と、それ以外の用途との共用である場合には、上記②の表の欄外に下記のように付記すること。

「番号○番の駐車場の総収容台数○○○台のうち、△△△台を□□□用として利用。」

この場合、上記②の表に記載される台数は、総収容台数○○○台から□□□用として利用される△△△台を除いた数となる。

なお、□□□用としては「併設施設用」「従業員用」「業務用車両用」などが想定される。

(2) 駐輪場の位置及び収容台数《規則第3条第1項第2号》

・次の形式により記載し、図面を添付すること。

① 駐輪場の位置

[建物配置図の中に駐輪場の位置を示した図面添付(縮尺1/200~1/500)]

② 駐輪場の収容台数

位 置	収容台数	備 考	
		面 積	構 造
番号 番	台	m <sup>2</sup>	露天・屋根付・のき下・その他( )
合 計	台	m <sup>2</sup>	—

△  
別添図面中に番号を付して明記すること。

(3) 荷さばき施設の位置及び面積《規則第3条第1項第3号》

・次の形式により記載し、図面を添付すること。

① 荷さばき施設の位置

[建物配置図の中に荷さばき施設の位置を示した図面添付(縮尺1/200~1/500)]

② 荷さばき施設の面積

位 置	面 積	備 考	
		同時作業の 可能な台数	待機スペース (左記面積の内数)
番号 番	m <sup>2</sup>	台	m <sup>2</sup>
合 計	m <sup>2</sup>	台	m <sup>2</sup>

△

別添図面中に番号を付して明記すること。

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量《規則第3条第1項第4号》

・次の形式により記載し、図面を添付すること。

① 廃棄物等の保管施設の位置

[建物配置図の中に廃棄物等保管施設の位置を示す図面添付(縮尺1/200~1/500)]

[建物内に廃棄物等保管施設がある場合には、その位置を示す図面添付]

② 廃棄物等の保管施設の容量

位 置	容 量	備 考		
		保管する主な廃棄物等	面 積	附属設備
番号 番	=		m <sup>2</sup>	
合 計	=	—	m <sup>2</sup>	—

△

別添図面中に  
番号を付して  
明記するこ  
と。

△

生ゴミ、段ボール、空き缶  
・空き瓶、発砲スチロール  
等保管する廃棄物等の具  
体的な品目名を記載すること。

△

換気設備、中間処  
理施設、自動貯留  
方式等があれば記  
載すること。

③ その他の図面

[廃棄物等の保管施設の寸法入り平面図添付] (容量の確認ができるもの。)

9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項《法第5条第1項第6号》

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻《規則第3条第2項第1号》

・次の形式により記載すること。

小売業を行う者の氏名	店舗の名称	開店時刻	閉店時刻	備 考
		時 分	時 分	ただし年間 日は 時 分~ 時 分

- ・届出に係る大規模小売店舗において小売業を行う全ての小売業者ごとに記載すること。
- ・中小小売業者で未定分がある場合は、当該件数を「他未定分 件」として上記形式の欄外に付記し、決定後に変更届出（法第6条第1項）を行う際に、開店時刻および閉店時刻を記載した書類を添付すること。ただし、当初届出後に決定した小売業者が、当初届け出た最も早い開店時刻より早い時刻に開店する場合、または、最も遅い閉店時刻より遅い時刻に閉店する場合は、法第6条第2項の変更届出が必要となるので留意すること。
- ・小売業者が多数に及ぶ場合には、別紙記載とすることも可である。
- ・なお、大規模小売店舗全体として小売業者の時間を決めて管理しているような場合には、次の形式によりその統一的な時間を届け出ることができる。  
 （開店時刻） 時 分（ただし年間 日は 時 分）  
 （閉店時刻） 時 分（ただし年間 日は 時 分）

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯《規則第3条第2項第2号》

- ・次の形式により記載すること。  
 時 分～ 時 分（ただし年間 日は 時 分～ 時 分）
- ・駐車場が複数あり、利用できる時間帯が異なる場合には、上記8（1）において添付した図面の番号を利用し、それぞれについて記載すること。

(3) 駐車場の出入口の数および位置《規則第3条第2項第3号》

- ・次の形式により記載すること。

① 駐車場の出入口の数

か所

② 駐車場の出入口の位置

位 置	出入口の別	ゲートの有無
番号 番	入口・出口	有（有人式）・有（無人式）・無

△

上記8（1）において添付した図面中に番号を付して明記すること。

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯《規則第3条第2項第4号》

- ・次の形式により記載すること。  
 時 分～ 時 分
- ・荷さばき施設が複数あり、荷さばきを行うことができる時間帯が異なる場合には、上記8（3）において添付した図面の番号を利用し、それぞれについて記載すること。

II 添付書類の作成要領《法第5条第2項、規則第4条参照》

- 1 法人にあってはその登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し  
《規則第4条第1項第1号》

・届出を行う者全てについて、法人登記簿謄本または住民票の写しを添付すること

- 2 主として販売する物品の種類《規則第4条第1項第2号》

・次の形式により記載すること。

番号	小売業者名	主として販売 する物品の種類	備考	
			店舗の名称	店舗面積
				m <sup>2</sup>
合計	—	—	—	m <sup>2</sup>

・届出に係る大規模小売店舗において小売業を行う全ての小売業者ごとに記載すること。

・「番号」欄には、下記3において添付する図面に付した小売業者ごとの番号を記載すること。

・「主として販売する物品の種類」欄には、「食料品」「衣料品」等代表的な取扱い品の種類を記載すること。

・未定分がある場合は、小売業者決定後に変更届出（法第6条第1項）を行い、当該届出に上記事項を記載した書類を添付すること。

- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面  
《規則第4条第1項第3号》

- ① 建物の位置および周辺の幹線道路の状況が分かる図面（縮尺1/25,000）

・図面中に建物の位置を明示し、かつ、当該大規模小売店舗の店舗面積の合計が3千平方メートル未満である場合には当該店舗を中心とする半径1キロメートル、3千平方メートル以上である場合には半径2キロメートルの円形を記入すること。

- ② 建物の周囲の状況を示す図面（縮尺1/1,500～1/3,000）

・図面中に敷地の範囲を明示すること。

- ③ 建物、その他施設、駐車場等の配置を示す図面

- ④ 各階平面図

・店舗の用に供される部分を明示し、かつ、小売業者ごとに区分して番号を付すこと。

・平屋の建物であり、かつ、上記③の図面に必要事項を記載することにより代用が可能な場合には省略することができる。



4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠《規則第4条第1項第4号》

(1) 駐車必要台数

[指針による計算]

事項等		各事項算出のための計算式
用途地域	商業地区・その他地区	
店舗面積当たり A。 日來客数原単位	人/千m <sup>2</sup>	
S：店舗面積	千m <sup>2</sup>	
B：ピーク率	14.4%	
L：駅からの距離	駅から m	
C：自動車分担率	%	
D：平均乗車人員 平均駐車時間	人/台	
E：係数		
必要駐車台数	台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$

- (注) 1 「用途地域」欄は、「商業地区」（商業地域および近隣商業地域）または「その他の地区」のいずれか該当する項目を記載すること。なお、敷地が「商業地区」および「その他の地区」にまたがる場合には、取扱いについて事前に県と協議すること。
- 2 「店舗面積」欄は、千m<sup>2</sup>単位で記載すること。この場合、小数点以下（千m<sup>2</sup>未満）の数値については、小数点以下第3位（m<sup>2</sup>単位）まで記載すること。
- 3 「駅からの距離」欄は、地図上で最寄り駅の改札口から店舗の敷地を結んだ直線距離を計測して記載すること。
- 4 「自動車分担率」「平均乗車人員」「平均駐車時間係数」欄は、それぞれ指針の各項目の算出方法に基づいて算出した数値を記載すること。この場合、小数点以下の数値については、小数点以下第3位（小数点以下第4位を四捨五入）まで記載すること。
- 5 「必要駐車台数」欄は、整数（小数点以下第1位を四捨五入）で記載すること。

[特別の事情により上記の算出根拠によることが適当でない場合には、上記の算出に替えて、その特別な事情の説明、必要駐車台数およびその算出根拠を記載すること。]

(2) その他考慮する駐車台数

① 従業員等駐車場

事項	店舗の来客用駐車場と 共用・別途の別	必要台数	備考
従業員駐車場	共用・別途 ( m <sup>2</sup> )	台	(従業員数 人)
業務用車両駐車場	共用・別途 ( m <sup>2</sup> )	台	
搬出入車両駐車場	共用・別途 ( m <sup>2</sup> )	台	
合計		台	

②小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設の駐車場（併設施設の延床面積が店舗面積の2割を超える場合）

名 称	延床面積	店舗の来客用駐車場と 共用・別途の別	必要台数	算出根拠
	m <sup>2</sup>	共用・別途（ m <sup>2</sup> ）	台	
	m <sup>2</sup>	共用・別途（ m <sup>2</sup> ）	台	
合 計	m <sup>2</sup>		台	

③ 利用者層が異なる併設施設の駐車場

名 称	延床面積	店舗の来客用駐車場と 共用・別途の別	必要台数	算出根拠
	m <sup>2</sup>	共用・別途（ m <sup>2</sup> ）	台	
	m <sup>2</sup>	共用・別途（ m <sup>2</sup> ）	台	
合 計	m <sup>2</sup>		台	

※ 併設施設の種類毎の考え方は以下のとおりである。

a. オフィス、マンション等併設施設の利用者を小売店舗利用者とは独立して考えられるような併設施設の場合

施設毎にある程度利用者が特定されるため、当該施設の規模等に応じて併設部分の必要駐車台数を算出する。

b. 飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等併設施設が小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設の場合

当該施設の面積の合計が当該小売店舗の面積の2割を超えない範囲である場合には、当該小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された「必要駐車台数」の内数として考える。

2割を超えた場合について、参考までに試算すると、小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された「必要駐車台数」に併設施設の割合に応じ、下記に示す比率倍の必要駐車台数を整備することが最低限の目安となる。

併設施設の割合	指針値との比率式（X：併設施設の割合%）
20～50%	$0.010X + 0.80$
50～80%	$0.008X + 0.90$
80%～	$0.002X + 1.38$

注1) 併設施設の割合が小売店舗より過大になる場合には、設置者が併設施設の事業者の協力を得て、必要駐車台数を考慮する必要がある。

注2) 併設施設の中に、併設施設のみへの来客の割合が大きい施設がある場合又は増設によってそのような施設が追加される場合には、併設施設の面積の割合にかかわらず、当該来客用の駐車台数について留意する必要がある。

注3) 必要駐車台数を整備する場合には、設置者は、併設施設の事業者と具体的な駐車場の設置方法等について調整する必要がある。

c. 小売店舗以上の集客力を有する併設施設と一体となっている場合（小売店舗が大規模なアミューズメント施設や博覧会施設の一部であるような場合）

主たる施設についての必要駐車台数の根拠等を基に必要駐車台数を判断する。

④ 自動二輪車の駐車場

特に、自動二輪車の駐車需要が相当程度見込まれる大規模小売店舗にあつては、自動二輪車の駐車場確保に努めること。

① 自動二輪車の駐車場の位置

〔建物配置図の中に自動二輪車の駐車場の位置を示した図面添付（縮尺 1/200～1/500）〕

② 自動二輪車の収容台数

位 置	収容台数	備 考	
		面 積	構 造
番号 番	台	m <sup>2</sup>	露天・屋根付・のき下・その他（ ）
合 計	台	m <sup>2</sup>	—

△

別添図面中に番号を付して明記すること。

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項《規則第4条第1項第5号》

(1) 敷地周辺の道路の状況

	道路番号 番	道路番号 番	道路番号 番	道路番号 番	備考
道路の種別					
車道の幅員	m	m	m	m	
歩道の幅員	m m	m m	m m	m m	
道路の状況					
交通規制					
信号機の有無					
右左折専用 レーンの有無					
横断歩道等の 状況					
通学路の有無					

(注) 1 「2(3)② 建物の周囲の状況を示す図面」に道路の番号を記入すること。

2 「道路の種別」欄は、国道・県道・市町村道等の種別と、路線名を記載すること。

3 「歩道の幅員」欄は、道路の両側に歩道がある場合にはそれぞれの幅員を記載すること。

4 「道路の状況」欄は、車線の状況（『片側1車線対面通行』等）および中央分離帯がある場合にはその旨を記載すること。

5 「交通規制」欄は、速度や一方通行等の規制がある場合にその内容を記載すること。

6 「信号機の有無」「右左折専用レーンの有無」「横断歩道等の状況」欄は、各道路が店舗敷地に接する範囲におけるそれぞれの有無を記載すること。また、地下道または歩道橋がある場合には、「横断歩道等の状況」欄にその旨を記載すること。

(2) 現状の平日、休日（日曜日）それぞれの交通量調査の結果

調査年月日	平日： 年 月 日（ ）	休日： 年 月 日（日）
調査場所		
調査方法		
調査結果	（平日・休日の別に、「別表1 交通量調査結果の記入例」をもとに作成）	

- (注) 1 調査場所は、営業に伴い交通量が変化すると見込まれる店舗周辺の交差点とする。  
 2 調査時間帯は「来客が駐車場を利用することができる時間帯」を含む時間帯とする。

(3) 開店後の周辺道路の交通量の予測

予測方法	
予測の根拠	
予測結果	（「別表2 現況と開店後における交通量の比較の記入例」をもとに作成）

- (注) 1 予測値は、ピーク時におけるトータル値とする。  
 2 店舗と付施設への来客の自動車の出入口が共用である場合には、付施設への来客の自動車台数も予測に含めること。

(4) 駐車場および出入口の設置等に関する配慮事項

- 出入口および駐車場内において円滑な出入庫車や駐車が可能となるための入出庫車・自転車・歩行者等の導線の分離、歩行者等の安全確保、駐車場からの排気ガス対策、近隣居住者への騒音対策、駐車場の分散確保、交通整理員の配置等についての配慮事項を記載すること。

(5) 駐車場の入庫処理能力

[入口にゲート（発券ブースを含む）がある場合、および、駐車場が機械式である場合には、下表により入庫処理能力を算出すること。]

位置	ゲートまたは機械式駐車場の別	1時間当たり入庫処理能力	左記の根拠	ピーク1時間に予測される来客の自動車台数
番号 番		台		台

△

入口または駐車場の図面上の番号を記載すること。

(6) 駐車待ちスペース

[入口にゲート（発券ブースを含む）がある場合、および、駐車場が機械式である場合には、下表により駐車待ちスペースについて記載すること。]

位置	ゲートまたは機械式駐車場の別	駐車待ちスペース「有」の場合		「無」の場合 その理由・対策
		スペース長さ	必要スペース	
番号 番		m	m	

△

入口の図面上の番号を記載すること。

△

指針計算式の利用または算出根拠を示すこと。

- 自走式平面でゲートがない駐車場については、駐車場内の車路等に必要なスペースが確保されているかどうかを記載すること。

別表1 交通量調査結果の記入例

1 平日

調査方向1

単位：台

車種 時刻帯	大型車	普通車	自動車計	自動二輪	合計
9:00～10:00					
10:00～11:00					
18:00～19:00					
19:00～20:00					
合計					

調査方向2

単位：台

車種 時刻帯	大型車	普通車	自動車計	自動二輪	合計
9:00～10:00					
10:00～11:00					
18:00～19:00					
19:00～20:00					
合計					

⋮

交差点交通量

単位：台

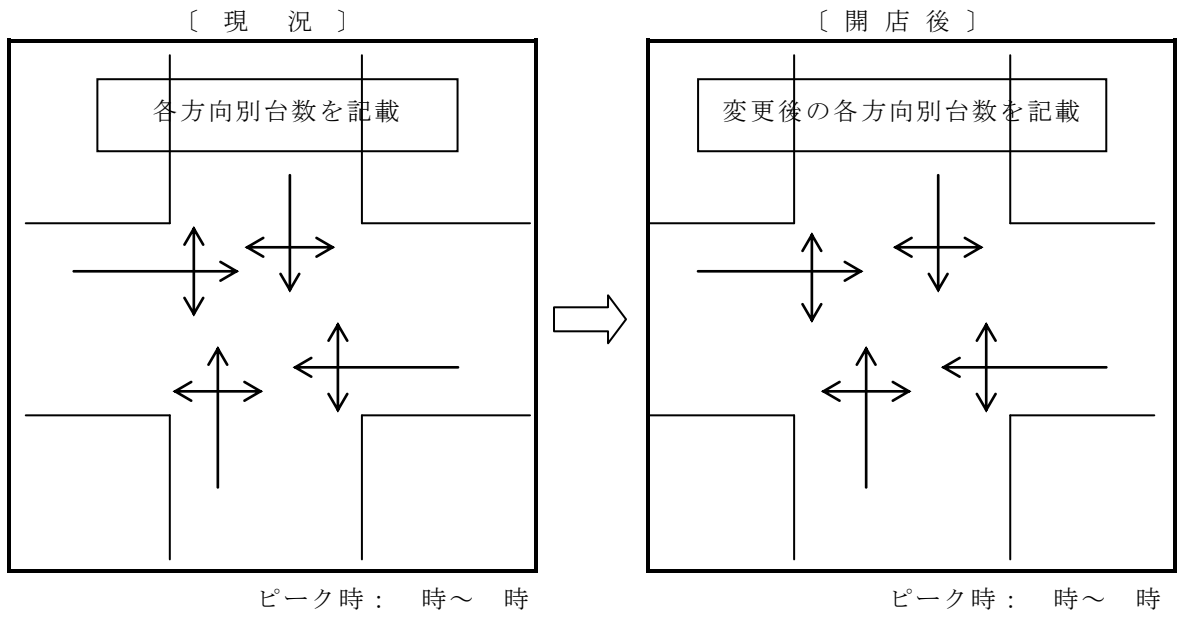
車種 時刻帯	大型車	普通車	自動車計	自動二輪	合計
9:00～10:00					
10:00～11:00					
18:00～19:00					
19:00～20:00					
合計					

(注) 1 「来客が駐車場を利用することができる時間帯」を含む調査時間帯の各1時間ごとの車種別の交通量を調査方向別に記入し、最後に交差点交通量を記入すること。

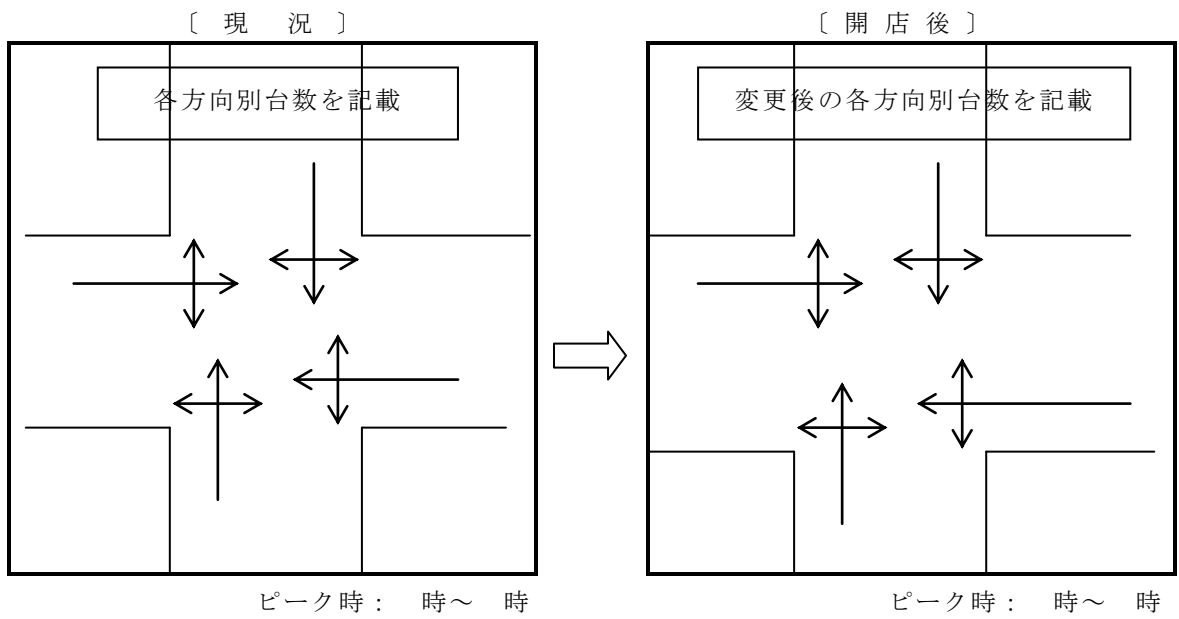
2 同様の表を休日（日曜日）についても作成すること。

別表2 現況と開店後における交通量の比較の記入例

1 平日



2 休日（日曜日）



6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法《規則第4条第1項第6号》

(1) 経路等を来客者に知らせる方法

項目	具体的な方法
看板の設置	(設置場所、内容等)
ちらしの配付	(配付方法、内容等)
交通整理員の配置	(配置場所、人数、配置日時等)
その他	

(2) 経路の設定に関する配慮事項

- 生活道路や登下校ルート、狭隘な道路の通行の回避、右折待ち渋滞の発生防止、公共交通機関との連携、その他混雑の防止等についての配慮事項を記載すること。

(3) 駐車場への案内経路を示す図面（縮尺 1/1,500～1/3,000）

- 案内経路を表示すること。
- 上記(1)で「看板の設置」「交通整理員の配置」がある場合には、図面中に表示すること。

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯《規則第4条第1項第7号》

(1) 搬出入計画

搬出入時間帯	主要な取扱品目	種別搬出入車両台数					平均的な荷さばき処理時間
		t車	t車	t車	t車	計	
6時～8時		台	台	台	台	台	分
時～時		台	台	台	台	台	分
時～時							
19時～22時							
22時～6時		台	台	台	台	台	分
合計		台	台	台	台	台	

- 「搬出入時間帯」は上記記載の時間帯の他、8時～19時を適宜分割して記載するものとするが、特にピークとなる時間帯は他と区分して記載すること。
- 「種別搬出入車両台数」欄は、積載量による区分に限らず、実態に応じた車種の区分により記載することができる。

(2) 荷さばき施設の規模の算出根拠

ピーク時の搬出入車両台数	平均的な荷さばき処理時間	同時作業可能な台数	平均的な待機車両台数	算出根拠等
台	分	台	台	

- 荷さばき施設が複数ある場合には、下記(3)の図面を利用し、番号を付してそれぞれについて記載すること。

(3) 計画的な搬出入および搬出入車両の経路の設定に関する配慮事項

- 搬出入車両による周辺道路の混雑の防止、安全確保等についての配慮事項を記載すること。

(4) 荷さばき施設への経路等を示す図面（縮尺 1/200～1/500）

- ・搬出入車両の荷さばき施設への経路、待機スペースの位置を表示すること。

8 遮音壁を設置する場合においては、その位置及び高さを示す図面《規則第4条第1項第8号》

(1) 遮音壁の概要

遮音壁設置の有無		遮音壁無し	遮音壁有り				
			番号 番	番号 番	番号 番	番号 番	番号 番
遮音壁の 規模等	長さ	—					
	高さ	—					
	厚さ	—					
	材質	—					
周辺住民との協議 (予定)の有無等		—					

(2) 遮音壁の位置および高さを示す図面（縮尺 1/200～1/500）

- ・上記「(1) 遮音壁の概要」で記載した番号を表示すること。
- ・遮音壁の高さを表示すること。

9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面《規則第4条第1項第9号》

(1) 冷却塔、冷暖房設備の室外機、送風機等の概要

		規模・能力	騒音レベル	使用時間帯	騒音対策
冷却塔	番号 番			: ~ :	
	番号 番			: ~ :	
冷暖房設備 の室外機	番号 番			: ~ :	
	番号 番			: ~ :	
送風機	番号 番			: ~ :	
	番号 番			: ~ :	
給排気口	番号 番			: ~ :	
	番号 番			: ~ :	
その他	番号 番			: ~ :	
	番号 番			: ~ :	

(注) 1 「騒音対策」欄は、「低騒音機器の導入」「機器周辺の吸音処理」「防振架台の設置」「形状の検討」等騒音対策として配慮している事項があれば具体的に記載すること。

2 「その他」欄は、上記以外の機器で騒音発生源となるものがある場合に、それぞれの騒音源について記載すること。

(2) 冷却塔、冷暖房設備の室外機、送風機等の位置を示す図面（縮尺 1/200～1/500）

- ・上記「(1) 冷却塔、冷暖房設備の室外機、送風機等の概要」で記載した番号を表示すること。
- ・それぞれの機器寸法および設置位置の高さを表示すること。



10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠  
 《規則第4条第1項第10号》

(1) 昼間（午前6時～午後10時）

騒音発生源	基準距離に おける騒音 レベル等	騒音持続時 間または騒 音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における 騒音レベル (dB)					
			A地点	B地点	C地点	D地点	A地点	B地点	C地点	D地点		
定常騒音	冷却塔											
	室外機											
	給排気口											
変動騒音	敷地内における 自動車走行											
	荷さばき車両の アイドリング											
	荷さばき車両の 後進警報ブザー											
	廃棄物収集作業											
	BGM・ アナウンス等											
衝撃騒音	荷さばき作業の 荷おろし音											
	荷さばき作業の 台車走行音											
昼間（午前6時～午後10時）の等価騒音レベル												
(参考) 「騒音に係る環境基準」の基準値												

- (注) 1 騒音予測地点は「原則として建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地しまたは立地可能な住居等の屋外」とする。  
 ただし、住居等の立地が不可能な用途の地域に面している方向については、これを予測する必要はない。
- 2 騒音予測地点をA地点、B地点、C地点、D地点等として建物配置図等に表示し、地点別に予測結果を表示すること。
- 3 「騒音発生源」欄については、表中記載のもののほか、これらと同等の影響があり予測することが可能なものについては追加すること。
- 4 予測式等を用いた計算は別添資料とすること。

(2) 夜間（午後10時～午前6時）

騒音発生源	基準距離における騒音レベル等	騒音持続時間または騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における騒音レベル (dB)					
			A地点	B地点	C地点	D地点	A地点	B地点	C地点	D地点		
定常騒音	冷却塔											
	室外機											
	給排気口											
変動騒音	敷地内における自動車走行											
	荷さばき車両のアイドリング											
	荷さばき車両の後進警報ブザー											
	廃棄物収集作業											
	BGM・アナウンス等											
衝撃騒音	荷さばき作業の荷おろし音											
	荷さばき作業の台車走行音											
夜間（午後10時～午前6時）の等価騒音レベル												
(参考) 「騒音に係る環境基準」の基準値												

(注) 1 前頁の(注) 1～4を参照

2 騒音予測地点は原則として昼間の予測地点と同一とするが、「建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地しまたは立地可能な住居等の屋外」が昼間と夜間で異なる場合には、新たに予測地点を設定し、昼間とは異なる地点名を付すること。

- 1 1 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠《規則第4条第1項第11号》

騒音発生源	基準距離における騒音レベル等	騒音持続時間または騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における騒音レベルまたは騒音レベルの最大値 (dB)					
			E地点	F地点	G地点	H地点	E地点	F地点	G地点	H地点		
定常騒音	冷却塔											
	室外機											
	給排気口											
変動騒音	敷地内における自動車走行											
	荷さばき車両のアイドリング											
	荷さばき車両の後進警報ブザー											
	廃棄物収集作業											
	BGM・アナウンス等											
衝撃騒音	荷さばき作業の荷おろし音											
	荷さばき作業の台車走行音											
夜間（午後10時～午前6時）の騒音レベルの最大値												

- (注) 1 この表は、夜間において営業または営業関連の機器の使用、施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合に作成すること。なお、夜間とは午後10時～午前6時までの時間帯とする。
- 2 騒音予測地点は大規模小売店舗の敷地の境界線とする。なお、隣接する住居等への影響を考慮した高さにおける騒音レベルの予測を行うこと。
- 3 騒音予測地点をE地点、F地点、G地点、H地点等として建物配置図等に表示し、地点別に予測結果を表示すること。
- 4 定常騒音については「騒音レベル」、変動騒音および衝撃騒音については「騒音レベルの最大値」の予測値を記載すること。  
 なお、「騒音レベルの最大値」は、騒音計の「時間重み特性F」を用いて測定した場合のものとする。
- 5 「騒音発生源」欄については、表中記載のもののほか、これらと同等の影響があり予測することが可能なものについては追加すること。
- 6 予測式等を用いた計算は別添資料とすること。
- 7 夜間において、併設施設から著しい騒音が発生することが見込まれる場合には、当該騒音も予測・評価の対象として対策を講じること。

1 2 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠《規則第4条第1項第12号》

(1) 小売店舗からの廃棄物等の排出量等

[指針による予測]

業 態	小売店舗面積		紙製廃棄物等	空き缶および 空き瓶	厨芥その他の 廃棄物等
総合店	6,000㎡以下の部分	千㎡	t	t	t
	6,000㎡超の部分	千㎡	t	t	t
衣料品専門店	6,000㎡以下の部分	千㎡	t	t	t
	6,000㎡超の部分	千㎡	t	t	t
食料品専門店	6,000㎡以下の部分	千㎡	t	t	t
	6,000㎡超の部分	千㎡	t	t	t
住・生活関連 品専門店	6,000㎡以下の部分	千㎡	t	t	t
	6,000㎡超の部分	千㎡	t	t	t
合 計	( a )		t	t	t

廃棄物等の見かけ比重 ( t / = )	( b )	0.10	缶 0.10~0.15 瓶 0.10~0.30	0.15
----------------------	-------	------	----------------------------	------

1日当たりの廃棄物等の排出予想量 ( a / b )	=	=	=
----------------------------	---	---	---

(注) 単位が「千㎡」「t」の項目は小数点以下第3位まで算定し、「=」の欄は小数点以下四捨五入とすること。

[特別の事情があり指針の計算式および原単位によることが適当でない場合には、上記の算定に替えて、根拠を示し他の方式で算出することができる。]

特別な事情の説明：

	紙製廃棄物等	空き缶および 空き瓶	厨芥その他の 廃棄物等
1日当たりの廃棄物等の排出予想量	=	=	=
排出量予測の算定根拠			

(2) 小売店舗以外の併設施設からの廃棄物等の排出量等

[小売店舗と廃棄物等の保管施設を共用する併設施設がある場合に記載すること。]

付設施設の名称：

	紙製廃棄物等	空き缶および 空き瓶	厨芥その他の 廃棄物等
1日当たりの廃棄物等の排出予想量	=	=	=
排出量予測の算定根拠			

(特に、飲食店が併設されている場合においては、生ごみ等の発生が見込まれるが、一部地方自治体で定められている条例によると、飲食店における廃棄物の一般的な排出量原単位は、0.2 kg/m<sup>3</sup>であるので、これを参考としつつ、保管容量を確保する必要がある点に留意すべきである。)

(3) 必要な廃棄物等の保管施設の容量

	紙製廃棄物等	空き缶および 空き瓶	厨芥その他の 廃棄物等
1日当たりの廃棄物等の排出予想量 ( (1)による予測結果+(2)による予測結果 ) (c)	=	=	=
	▼	▼	▼
平均保管日数 (d)	日	日	日
平均保管日数の算定根拠			
	▼	▼	▼
必要な廃棄物等の保管施設の容量 (c × d)	=	=	=

(注) 「平均保管日数」は、廃棄物の種類ごとに、回収予定頻度から合理的に算定すること。

III その他提出書類の作成要領《指針ほか》

## 1 店舗施設計画の概要

### (1) 立地場所の概要

#### ① 面積

〔記載例〕	建物敷地	m <sup>2</sup>
	駐車場	m <sup>2</sup>
	緑地帯	m <sup>2</sup>
	合 計	m <sup>2</sup>

・付設施設がある場合はその旨を明記し、届出に係る大規模小売店舗と区別して記載すること。

#### ② 用途地域、容積率、建ぺい率、その他法令上の利用規制等

#### ③ 土地・建物の利用現況

#### ④ 計画地周辺の概要

・立地環境および計画地の周囲4方向の利用状況を具体的に記載すること。

### (2) 施設の概要

#### ① 建物の構造

・2以上の棟に分かれる場合には、それぞれについて記載すること。

#### ② 建物着工予定年月日および完成予定年月日

#### ③ 大規模小売店舗以外の併設施設

〔記載例〕

小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設		
施設名	設置者名	延床面積
飲食店		m <sup>2</sup>
銀行A T M		m <sup>2</sup>
クリーニング		m <sup>2</sup>
合 計		m <sup>2</sup>

利用者層が異なる併設施設		
施設名	設置者名	延床面積
オフィス		m <sup>2</sup>
マンション		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
合 計		m <sup>2</sup>

・飲食店、銀行A T M、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等の小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設と、オフィス、マンション等の当該施設を利用者が小売店舗利用者と独立して考えられるような併設施設の区別をして、それぞれの名称、設置者名、延床面積を記載すること。なお、上記の飲食店、オフィス等は例示であるので、実態に応じた区分を行うこと。

## 2 駐輪場の確保等

### (1) 駐輪場必要台数

- ・駐輪場の台数の算出根拠を記載すること。
- ・原動機付自転車の管理についても留意した上で記載すること。

### (2) 駐輪場に関する配慮事項

- ・駐輪施設の効率性、出入口の配置等についての配慮事項を記載すること。

## 3 歩行者の通行の利便の確保等に関する配慮事項

- ・歩行者通路の確保、通路の表示、夜間照明の配置等についての配慮事項を記載すること。
- ・必要に応じて図面を添付すること。

## 4 防災・防犯対策への協力

- ・市町村との防災協定締結等の予定または実績があれば記載すること。
- ・夜間に営業活動を行う場合は、夜間の防犯・非行防止対策について記載すること。併設施設についての防犯・非行防止対策にも留意した上で記載すること。

## 5 騒音対策

### (1) 一般的対策

- ・緑地帯の設置その他の騒音対策を実施する場合に記載すること。

### (2) 荷さばき施設および作業に係る騒音対策

#### ① 荷さばき施設の騒音対策

- ・荷さばき施設の十分なスペースの確保による荷さばき時間の短縮、荷さばき施設の屋内化、作業場所の床に緩衝機能を有するクッション製の素材の採用、内装面の吸音材の使用等による吸音・遮音等の施設建設計画での配慮事項を記載すること。

#### ② 荷さばき作業の騒音対策

- ・荷さばき作業時間の特定、荷さばき作業車両のアイドリングストップの徹底、低騒音型の荷さばき機器の導入、作業人員への騒音防止意識の徹底等の荷さばき作業時の運営面または機器選択面での配慮事項を記載すること。

### (3) 営業宣伝活動に伴う騒音対策

- ・BGMの使用、営業宣伝、アナウンス等を行う場合は、その概要および使用時間帯ならびに具体的な騒音対策への配慮事項を記載すること。

### (4) 駐車場の騒音対策

#### ① 施設の配置・構造面での騒音対策

- ・駐車場の屋内化およびこれに伴う天井・壁の吸音処理、立体駐車場におけるスロープの勾配等に配慮した防音対策、床や排水蓋等による段差をなくすこと等の施設の配置・構造面

での配慮事項を記載すること。

② 運営面での配慮

- ・ 駐車場利用時間帯の制限、誘導員・監視員による場内走行の円滑化、見回りの実施、不必要なアイドリング等の防止の呼び掛け、深夜・早朝等の営業時間外における駐車場の管理等の運営面での配慮事項を記載すること。

(5) 廃棄物収集作業等に伴う騒音

- ・ 施設の配置、廃棄物処理業者への騒音抑制意識の向上の働きかけ、深夜や早朝における作業回避等収集作業時間帯の制限等における配慮事項を記載すること。

6 廃棄物に係る事項等

(1) 廃棄物等の運搬・処理計画

① 廃棄物等の分別処理状況

分別する廃棄物等の種類	処理の方法		
	敷地外に運搬し処理 (下記(2)を記載)	敷地内で処理 (下記(3)を記載)	その他(具体的に記載)

△

分別する廃棄物の種類ごとに記載すること。

〔記載例〕 生ごみ、可燃物、不燃物、段ボール、  
ペットボトル、牛乳パック、空き缶、  
空き瓶、トレー、発砲スチロール 等

- ・ 「敷地外に運搬し処理」「敷地内で処理」欄は、該当する場合に○印を付すこと。
- ・ 「敷地内で処理」は、圧縮機等による中間処理を含む。

② 廃棄物の運搬方法

運搬する廃棄物等の種類	運搬の方法	予定業者等	回収予定頻度
	自社・委託・その他( ) 収集車の種類( )		回/

△

運搬する廃棄物の種類ごとに記載すること。

③ 廃棄物の処理方法

処理する廃棄物等の種類	処理の方法	処理施設の概要	処理施設の騒音・悪臭対策

△



処理する廃棄物の種類ごとに記載すること。

・処理施設の位置を示す図面、処理施設の規模・能力を記載した資料を添付すること。（２）  
廃棄物減量化およびリサイクルについての配慮事項

- ・廃棄物減量化計画の概要または作成予定について記載すること。
- ・リサイクル計画について、該当する品目（廃棄物）名、年間回収予定量、リサイクルの方法について記載すること。
- ・来客および周辺住民への周知方法について記載すること。

（３）生ごみの保管施設における対策

〔生ごみを排出する場合に記載すること。〕

- ・周辺への悪臭の発散や、カラス等による廃棄物等の散乱を防止するための保管施設の機密性の確保や適正な温度管理等の実施等の対策について記載すること。

（４）食品加工場における対策

〔食品加工場を設置する場合に記載すること。〕

面積	加工の具体的内容	食品加工場の汚水・悪臭対策
m <sup>2</sup>		

- ・食品加工場の位置を「建物配置図」または「各階平面図」中に記載すること。
- ・併設施設についての悪臭対策についても留意した上で記載すること。

（５）小売業者における廃棄物等対策

- ・廃棄物等保管場所に持ち込むまでの小売業者の廃棄物の管理方法等について記載すること。

## 7 街並みづくり等への配慮等

（１）街並みづくり等への配慮事項

- ・街並みづくり、景観づくりへ配慮している事項や、周辺地域への協力事項があれば記載すること。
- ・建物完成予想図（カラーのものが望ましい。）を添付すること。

（２）屋外照明・広告塔照明の計画と光害対策

〔屋外照明や広告塔照明を設置する場合に記載すること。〕

- ・点灯時間および周辺住民に対する光害対策について記載すること。

## 8 社会的責任に関する取組み

- ・「大規模小売店舗の社会的責任に関する取組指針取扱要領」の別表「社会的責任に関する取組指針（例）」を参考にし、実施する取組内容を記載すること。